

平成26年第3回那須塩原市議会定例会

議事日程（第5号）

平成26年9月9日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第59号及び議案第62号～議案第65号の質疑
- 日程第 2 議案第50号の質疑
- 日程第 3 議案第51号～議案第57号の質疑
- 日程第 4 議案第58号の質疑
- 日程第 5 議案第66号～議案第69号の質疑
- 日程第 6 認定第1号の質疑
- 日程第 7 認定第2号～認定第8号の質疑
- 日程第 8 認定第9号の質疑
- 日程第 9 発議第13号 予算審査特別委員会の設置並びに議案の付託について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第10 発議第14号 決算審査特別委員会の設置並びに議案の付託について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第11 議案の各常任委員会付託について
- 日程第12 請願・陳情等の関係委員会付託について

出席議員（25名）

1番	藤村由美子君	2番	星宏子君
3番	相馬剛君	4番	齊藤誠之君
5番	佐藤一則君	6番	鈴木伸彦君
7番	櫻田貴久君	8番	大野恭男君
9番	伊藤豊美君	10番	松田寛人君
11番	高久好一君	12番	鈴木紀君
13番	磯飛清君	14番	眞壁俊郎君
15番	齋藤寿一君	16番	君島一郎君
17番	吉成伸一君	18番	金子哲也君
19番	若松東征君	20番	山本はるひ君
21番	相馬義一君	22番	玉野宏君
24番	植木弘行君	25番	人見菊一君
26番	中村芳隆君		

欠席議員（1名）

23番	平山啓子君
-----	-------

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	人見寛敏君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	佐藤章君	総務部長	和久強君
総務課長	赤井清宏君	財政課長	八木澤秀君
生活環境部長	山崎稔君	環境管理課長	舟岡誠君
保健福祉部長	松江孝一郎君	社会福祉課長	藤田恵子君
産業観光部長	藤田輝夫君	農務畜産課長	中山雅彦君
建設部長	若目田好一君	都市計画課長	君島勝君
上下水道部長	須藤清隆君	水道課長	小仁所滋君
教育部長	伴内照和君	教育総務課長	小林一恵君
会計管理者	大島厚子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿美豊君
農業委員会 事務局長	田代晴久君	西那須野 支所長	熊田一雄君

塩原支所長 成 瀬 充 君

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	阿久津	誠	議事課長	臼井	一之
課長補佐兼 議事調査係長	増田	健造	議事調査係	人見	栄作
議事調査係	小池	雅之	議事調査係	伊藤	靖

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆君） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25名であります。

23番、平山啓子君より欠席する旨の届け出があります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第59号及び議案第62号

～議案第65号の質疑

議長（中村芳隆君） 日程第1、議案第59号及び議案第62号から議案第65号までの条例制定、条例廃止、条例改正案件5件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、議案第59号及び議案第62号から議案第65号までの条例制定、条例廃止、条例改正案件5件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第50号の質疑

議長（中村芳隆君） 次に、日程第2、議案第50号 一般会計補正予算案件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

補正予算執行計画書の11ページ、7款商工費の2項2目観光振興費の中の観光振興推進費101事業、これ委託料で出ておりますが、前の説明のときに、これを那須塩原市観光協会連絡協議会に補助をしてというか、交付をしてこれをやってもらうという説明があったと思います。この最初のところの委託料の180万4,000円と、その下にある負担金、補助金、交付金というところの補助金の1,706万1,000円の中身について、それからこれを観光協会連絡協議会が補助を受けたものを、どのようにやってもらうということでこれを補助するのかについて、その内容についてお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） ただいまのご質疑に対して、お答えさせていただきます。

まず、委託料と補助金の内容について先にご説明させていただきます。

委託料につきましては、こちらの執行計画書に書いてあるとおり、博覧会、内覧会への業務委託ということでございまして、こちらにつきましては、上海の拠点事務所がございまして、そちらに博覧会、内覧会ということで、年間に一度、上海の旅行エージェント、あるいは旅行の関係者、あるいは市民が一堂に会する一大イベントがございまして、そちらに那須塩原市の専用ブースを出展して那須塩原市の観光についてPRをしていくとい

うものでございます。こちらにつきましては、私、一般質問の中で補助金ということでご説明をさせていただいたのであれば、それは大変申しわけございません。間違いということになりまして、補助金じゃなくて委託料ということで、市が事業主体になって執行するというものでございます。

続きまして、首都圏向けの観光プロモーションについてでございます。

こちらにつきましては、櫻田議員の一般質問でお答えさせていただいておりますが、内容といたしましては、まずは羽田空港にデジタルサイネージを設置します。そして、京浜急行の車両の中にポスター掲示をします。さらには東武鉄道を使いまして東武鉄道の主要駅、あるいは東武鉄道の車両の中でのポスター掲示等も考えているところでございます。あとは首都圏向け誘客促進強化事業ということで、東京の旅行会社に専属の営業マンを1名お願いしまして、その専属の営業マンによって首都圏に本市の観光PRをしてもらうというような事業も含まれております。さらに、文化放送を利用したPR活動等々が含まれておりまして、羽田空港から京浜急行、JR、東武、飛行機から鉄道、ラジオ等の媒体を活用したメディアミックスによりまして知名度を高めまして、委託営業マンの首都圏旅行エージェントへの営業活動でさらなる誘客というものに努めていきたいという内容でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 先日もそういう説明をいただいたんですが、この観光振興推進につきましては、当初の予算でも結構お金が出ております。市でやっていることが、全て費用対効果がどうかというふうにはできないものもあるんですが、この観光振興についてだけは、やはり費用対効果と

いうことを考える必要があると思うので、このところをどのようにこの補正で、半年間でこれをやるということなんでしょうが、どのくらいの方が那須塩原市に観光としてお金を落としてくれるのか、あるいは来てくれるのかということを見越しているのか、お伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 具体的な数値目標ということのお尋ねでございますが、まずは昨年度1年間の、要は誘客数からそれに基づく経済効果がどれくらいあったかというようなところの整理をまだしていないような状況でございます。そういうことからしまして、去年の整理もしていかなくちゃならない。それと、あとはことし半年間のやはり状況がどうであったか、ことしにつきましては、ゴールデンウィークの日の並びがちょっと悪くて、また、後半戦がちょっと天気によられたということもあって、ゴールデンウィークの入り込みについては、昨年度に比べて若干頭がたたかれているというような状況でございます。

そんなことから、今回はトップシーズンに向けまして、9月から10月、そして秋のトップシーズンに向けまして前半たたかれた分を回復したいというようなところで、今回補正をお願いしたというような経過がございます。今お尋ねの数値目標につきましては、そういう形でまずは前年度、そして今期の、今年度の前期というものをしっかり振り返った中で目標を設定していくというものになるのかなと思っておりますが、ただいまのところ、具体的な数値については設定していないというような状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） わかりました。できる

だけたくさんの方が出ていただければいいと思います。

次に、13ページの10款教育費の中の5項社会教育費の中の2目公民館費の東那須野公民館管理運営事業601事業、公有財産購入費の中の土地購入費、公民館用地369万9,000円の補正についてお伺いいたします。

当初予算で工事の設計で270万出ておりましたので、来年度ここを購入するのかなというふうに考えておりましたが、この時期にこの補正が出てくる理由と、設計をした段階でここをどのくらいのお金で買うことになっているのかということをお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 東那須野公民館の用地の取得の関係のご質疑でございますが、今回補正で計上させていただいたものは、現在駐車場として使用している中にある用地でございます。地権者の方との調整の結果、ご了解をいただいたものですから、今回補正で上げさせていただいた内容です。

当初予算に工事の関係、設計等も入っておりましたが、その経費につきましては、東那須野公民館の西側といいますか、もとの農協さんがあったところの空き地を活用するための設計経費でございますので、今回の用地購入費とはまた別な事業で考えているものですので、そういうような形で整理しておりますので、よろしく申し上げます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） すみません。そうすると、ここに載っている369万9,000円というのは、今ある駐車場として使っているところを購入するというので、当初予算に載っていた工事設計の270万は入り口のところの某ところを駐車場とし

て買うということで、つまり駐車場がふえるということによろしいんですね。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） ただいま、議員おっしゃられたとおりで、相当多くの方が利用されているということで、駐車場の不足を補うために新たに整備をするための工事関係の経費を当初予算に計上したということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 最初にお聞きしたんですが、そうすると、その駐車場の今度買うところは平米単価どのくらいで求めるんでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 今回の購入に当たっての額の設定ですが、基本的には固定資産の評価額というものをベースに整理をしております、現時点では平米2万円程度の額で設定をしております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 13番、磯飛清君。

13番（磯飛 清君） 議案第50号について、補正予算執行計画書により質疑をさせていただきます。

執行計画書12ページ、8款土木費、4項3目まちづくり事業、市道疏水通り線整備事業301事業の中の一番下にあります補償、補填及び賠償金の中の物件移転補償費として4,080万が計上されておりますが、この内容についてご説明をお願いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 今回の補正でござい

ますが、今回の補正につきましては、市道排水通り線の整備におきまして、民地と民地の境界の問題によりまして用地取得ができなかったということがございましたが、その境界が確定したということで用地を取得するものでございますが、その中で補償費につきましては2件ほどございます。1件につきましては、店舗兼住宅の移転補償でございまして、それに約3,280万円、それともう1件は民家でございますが、そのこの塀の工作物、また庭木の補償、これらに800万円を見込んでおまして、合わせて4,080万円を計上させていただいております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 13番、磯飛清君。

13番（磯飛 清君） この排水通り線については工事が現在進行しているところでありますが、まだ補償、用地買収の合意に達していない件数は何件あるか。それと、先ほどお話ししましたように、工事が進行しておりまして、現在、今回合意が図られたということで、これから賠償に応じた方の作業があると思います。それに伴って工事における遅延というものはあるかどうか。

もう一点は、あと残り合意に達していない件数は何件あるか。それと合意に達していない地主さんとの今後合意に達する見込み、現在における見込みにおける状況をお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） それでは、用地買収における残りの件数でございますが、件数につきましては、5カ所ほど残っております。このうち、最後に合意が得られていないというふうなことでございますが、ここにつきましては、3カ所ほどが合意が得られないために用地の取得が困難であるという箇所が3カ所でありまして、ほかの2カ

所につきましては、用地の、先ほど立ち会いをしていただけないので、境界の確定ができないという箇所が2カ所というふうな内訳になっております。

今後の工事における遅延ということでございますが、現在この整備事業につきましては、電線共同溝の工事を発注しておりまして、この電線共同溝の工事後に、12月のころに道路改良工事を予定しておりますが、そのころの発注ですと、ちょっと工事の期間が不足するというふうなことになるかと思っておりますので、ちょっと年度内完了につきましては、難しい状況かなというふうに考えております。

それと、今後の合意が得られていない見込みでございますが、この地権者といいますか、法人におきましては、かなり何年も前から交渉を進めておりますが、依然として平行線というような中で、以前の市のやり方にちょっと問題があったというふうな、問題といいますか、不満があったというふうなことで合意が得られていない状況でございますので、なかなか解決は難しいかなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） 補正予算執行計画書の11ページ、2項4目観光施設整備費101事業なんですけれども、この充電スタンドなんですけれども、これはちょっと私もよくわからないんですけども、財源は国等の補助がない、国・県からないようなことなので、市が判断してつくられているんじゃないかと思うんですけども、まずそこと。

それから、これは1カ所なのか、数カ所なのか。それから、一応これをつくるに当たって維持管理費も検討されているんじゃないかと思うんですけども、完成後毎年どれくらい費用がかかるか。

あと、土地などは無料なのか、賃料なのか。場所あたりも教えていただければありがたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） EVスタンドの急速充電器のお尋ねでございます。

まず初めに、補助財源はどうかということですが、こちらにつきましては、次世代自動車充電インフラ整備促進補助事業というものの国庫補助事業の活用が今回見込まれたことから、この事業を実施するというものでございます。

次に、何カ所設置を予定しているかということですが、こちらにつきましては、今現在道の駅と、あとは温泉街ということで設置場所を予定しておりまして、まずは道の駅といたしましては、湯の香しおばら、そして明治の森・黒磯、塩原温泉街では湯っ歩の里の周辺、さらに板室温泉街の中では板室遊学センター周辺に設置していきたいというふうに考えております。

また、維持管理費についてでございますが、こちらにつきましては、充電器そのもののメンテナンス、あるいは今のところ、有料での要は充電器使用というものを考えておりますので、そのコイン式の料金機のメンテにかかわるところというようなところで、人が朝鍵をあけて、そして料金を回収して、また夕方は鍵を閉めるというような形を考えております。さらに、電気料金がかかるというようなところで、1機当たり年額にいたしまして60万程度のメンテナンス費用がかかるのかなというふうに概算しているところでございます。

あと、土地につきましては、今言ったように、道の駅については市の土地もございましてということなので、そういうところで設置したい。あるいは板室の遊学センター、湯っ歩の里周辺について

も市の土地がございまして、そういう中で設置をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 同じく執行計画書の10ページ、6款農林水産業費の中の2項1目林業振興費、鳥獣保護管理事業ということで補助金が有害鳥獣捕獲対策事業ということで300万上がっていますけれども、今の時期に補助金として上がってきていますけれども、どのように、変わった事業でもするのかどうか、従前と違うところを伺いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） こちらについては、有害鳥獣対策の電気柵を設置する経費ということに対する補助金ということでございます。7月に開催しました市政懇談会において、ことしは例年になく鳥獣被害が多いということで、特に塩原地区で開催した市政懇談会では多くの方から電気柵の設置要望というものがありましたので、そういうものに応えるというような形で、当初400万を計上したところ、さらに300万の上乗せをお願いするものでございます。これによりまして、現状の中で今年度要望している方、皆さん7件ございますが、その7件全てこの300万を上乗せすることによって実施可能ということになるということでございます。

ちなみに、参考まででございますが、電気柵の延長については7.4kmということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） ほかにございませんか。

2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 26年度補正予算執行計画書の7ページ、新規で生活困窮者自立支援事業1701

事業、生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業業務の内容を教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業についてお答えを申し上げます。

生活困窮者の自立支援につきましては、法律が制定されておりますけれども、来年4月から施行の予定でございます。その来年4月に向けまして、その準備に必要な事業を補助金を受けまして行うものでございます。具体的にはパンフレットの作成、それからそういう事業を推進していくために必要な人の雇用に要する費用、それから研修を受けるための費用ということでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

発言の訂正

議長（中村芳隆君） 産業観光部長より発言があります。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 先ほど、鈴木伸彦議員の中でお答えした内容で、ちょっと誤りがありましたので、訂正させていただきます。

設置場所について、道の駅の湯の香しおばらということでお答えしましたが、厳密には湯の香しおばらの道を挟んで反対側の、市で引き受けました、譲り受けました旧テブコランドの跡地に設置するということが正しいお答えでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） ほかに質疑がないようですので、議案第50号 一般会計補正予算案件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第51号～議案第57号の

質疑

議長（中村芳隆君） 次に、日程第3、議案第51号から議案第57号までの特別会計補正予算案件7議案を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、議案第51号から議案第57号までの特別会計補正予算7件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第58号の質疑

議長（中村芳隆君） 次に、日程第4、議案第58号 企業会計補正予算案件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、議案第58号 企業会計補正予算案件に対する質疑

を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第66号～議案第69号の

質疑

議長（中村芳隆君） 続いて、日程第5、議案第66号から議案第69号のその他の案件4件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） それでは、議案第68号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について質疑いたします。

議案の提案の最初の説明では、那須地区広域行政事務組合で設置及び管理運営を行っている一般廃棄物最終処分場、黒羽グリーンオアシスが平成33年で埋め立て業務が終了することになって、次期施設の整備事業に当たり関係市町が異なるため、それを明確にするために地方自治法に基づいて規約を変更するものと説明がありましたけれども、よく理解ができていないために、詳細な説明を伺いたいと思います。

あわせて、なぜ今この時期に変更が必要なのか、さらには、規約は栃木県知事の許可になった日から施行ということでもありますけれども、どういう事務の流れになっているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 那須地区広域行政事務組合の規約の一部変更につきまして、これまで那

須地区広域行政事務組合の中で、本市がその事務を共同して行っていない事務という中の一つと、広域クリーンセンターの管理運営というのがございました。那須塩原市においては市のクリーンセンターがございました。

また、最終処分場につきまして、那須塩原市内においては独自で最終処分場を持っているわけございまして、合併前に黒羽のグリーンオアシスということで、広域行政の中で西那須、塩原地区がこれまで埋め立てを、灰を搬入していたということがございましたけれども、現在はクリーンセンターが一つになったということで、全ての処分場の中に灰が埋め立てられているという状況でございます。

広域の黒羽グリーンオアシスにつきましては、先ほどありましたように、期限が間もなくやってくるということで、新たな施設をつくらなければならないということがございます。その際には、本市においては独自の最終処分場がございますので、クリーンセンターと同じように広域の事務からその部分を除いた独自の最終処分場の管理運営を行っていくということで、その辺を明確にするために規約の変更を今回お願いするというところでございます。

那須広域においては、これから新たな最終処分場の設置に向けた取り組みが始まっていくという状況でございます。

また、今後議会で議決、各構成市町の議会で議決を得ましたらば、県のほうに届け出をするということで、10月中には許可が得られるのではないかとというような見込みだということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） ほかに質疑がないようです。

ので、議案第66号から議案第69号までのその他の案件4件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

認定第1号の質疑

議長（中村芳隆君） 次に、日程第6、認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑の通告者に対し、順次発言を許します。

まず、1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 通告に従い、認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

まず、市政報告書の39ページ、20款4項4目衛生費雑入、原発事故東電賠償金として101万2,200円とありますが、これは何に対しての賠償金ですか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） それでは、藤村議員の質疑に対してお答えいたします。

まず、原発事故の東電賠償金となってございますが、東京電力の福島第一原発事故に伴いまして放射性的物質汚染、ご案内のように対策特別措置法の施行ということが24年1月1日にでき上がったということで、それ以前に、24年1月1日以前に実施したクリーンセンターから排出される焼却灰であったり排ガス及び最終処分場の放流水等の放射能測定費用に対する賠償でございます。

したがって、23年度分までの請求というこ

とでありまして、先ほど申し上げました特別措置法の施行日以降の費用等については国のほうの補助金ということで、国の補助金のほうで対応ということで、それ以前の分について東京電力の賠償ということで、100万余のお金を賠償金として雑入として受けたと、こういうことでございます。内容は、放射線に係る測定費用と、そういうことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） この衛生費雑入というのは、平成25年度の一般会計の当初予算では計上されていなかったと思いますが、それで間違いないですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） お答えをいたします。

こういった賠償等、あるいは年度途中でそういった事務手続が進んだ場合には、当初予算にあらかじめ計上というか、予測されなかった部分については、随時賠償等がかなえば、そういったことで歳入受け入れができるということで、必ずしも当初予算と対応するものではありませんので、随時、そういった補正等の要求が出てきた場合は、受け入れるということも可能でありますので、このような形で賠償を請求して、それがなかったということで、放射能の測定費用に係る分については東京電力の請求で認められたと、こういうことで歳入いたしました。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 平成25年度下水道事業特別会計予算で4,204万4,000円の予算が組まれていたのが、26年3月補正で年内の解決が難しいとし

て4,204万3,000円が減額され、平成26年度に繰り越しになりました。この下水道事業特別会計予算で計上されている賠償金の雑入とは別のものでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） 別のものございまして、クリーンセンター内におけるそれぞれの測定関係ですね、排ガスであったり主灰、飛灰、そういった測定費用を東京電力の賠償費で賄ったというふうな理解でよろしいかと思えます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ちょっと私が原発事故東電賠償について、ちょっとこれまでの経緯を知りませんでしたので、この雑入が賠償金全体像の中のどのくらいの割合を占めるものなのか、ちょっと知りたいと思いましたので、今までどのような内容で賠償請求を起こしており、現在どういう状態なのかというのはお聞かせいただくことはできますか。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君に申し上げます。

通告範囲を超えておりますので、通告の内容に従った質疑をお願いいたします。

1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） では、この項は終わりにして、次、市政報告書130ページ、3款民生費、2項3目保育士等処遇改善臨時特例事業、この保育士等処遇改善臨時特例事業費として認可保育園に交付された1,467万5,000円の補助金について、実際にこれで何名ぐらいの保育士の処遇が改善されたのか、お聞かせ下さい。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） それでは、ただいま藤村議員からいただきましたご質疑についてお答えを申し上げたいと思います。

対象は、議員おっしゃるとおり、9つの保育園の職員でございまして、正職員、臨時職員を含めまして全体で実人数で196人、毎月手当とかで対処した部分もございまして、延べ人数で申しますと2,361人の職員の賃金の改善が行われたところでございます。

賃金改善額につきましては、職員の平均勤続年数に応じた額で処遇をするということがございましてけれども、先ほども申しましたように改善の方法としては一時金で、賞与と言われるもので行う、あるいは手当、基本給に上乗せをする、そこは保育園にお任せでございましてけれども、そのような形で行われたところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 市内の私立の保育所の職員の方の処遇改善にされたということなんですが、公立の保育所の保育士さんとは処遇に差がかなりあったということではよろしいですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 公立の保育園につきましては、基本的に職員でございまして、どのような賃金で処遇をしているかということは当然把握してございましてけれども、私立保育園の職員につきましては、勤続年数、誰が何年で、どのような資格で、基本給幾らというところを把握しているわけではございませんので、ちょっとお答えは難しいかなと思うところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） この補助金の交付を受け

る認可保育園は、交付見込み額以上の賃金改善を行うことという条件があると思うのですが、そのことで民間の経営を圧迫したり、職員のほかの部分で手取りの水準が下がったりなどの支障は実際に出ないのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 私どもは決められました算定方式で補助を差し上げるというところで、その結果については報告をいただいておりますけれども、その中では全て理事者等を除いた従事する職員、変な言い方ですけども、そういう方の、先ほど申しました手当とか賞与とかに改善されたということで報告は受けてございます。

なお、経営への影響ということでございますけれども、これについては当然この事業では影響ある、なしの報告はいただいておりますけれども、別に指導的に監査を行っておりますので、その中で経営に問題があるとなれば、指摘したり改善をお願いしたりということで対処できるかと思うところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） では、次に、市政報告書131ページ、3款民生費、2項4目家庭相談員費、家庭相談員の家庭児童相談室等実績において、家庭訪問の件数が昨年の339件から415件へとふえているようですが、その背景をお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） それでは、藤村議員からのご質疑にお答えしたいと思います。

まず、数字的なところを1回申し上げますけれども、平成24年度に虐待ということで受理をいたしまして管理し、扱ったケースが75件、うちネグ

レクトが27件でございます。平成25年度における同じような状況の虐待受理したケースが90件、そのうちネグレクトが38件ということで、虐待の報告をいただいたりして扱っているケースがまずふえていると、そういう背景の中でネグレクト家庭の増加があったという中で、継続的な支援、働きかけというのが必要になりますから、児童相談所等などと、児相だけではございませんが、一緒に関係機関と同行訪問を行うということをしめますので、対象件数がふえていることから、訪問回数も339から415に増加をしたということでございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 家庭相談員の人数は増員されていますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 人数につきましては、増員してございません。同じ人数で行っているところでございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 虐待、あとネグレクトがふえているということですが、所在不明児などの心配される事案はありますでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） ちょっときょうは資料を持ち合わせておりませんので、新聞報道等があった正確な数字はちょっと申し上げることはできませんけれども、新聞に出まして、そのあと追跡調査等を行っているところでございます。基本的には、それぞれ母国に帰られているというようなことで、特にそういうことでこの間新聞に出た案件等につきましては、心配な事案はないものというふうに理解をしているところでございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 相談員の人数を増員しないで、これだけ心配な社会環境があるのですけれども、大丈夫でしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 現状では大変件数が増加している中で厳しいところではございますけれども、関係機関との協力のもと、何とか必要な対応はできているものというふうな認識はしてございますけれども、将来的に当然増加が考えられる、確定的なことではございませんけれども、人数がふえてくれば当然、これは人がいないと対応できないことではございますので、そういう場合には増員も考えたいとは思っております。

議長（中村芳隆君） 次に、20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、通告に従い質疑を行います。

最初に、決算関係資料2ページの性質別支出中の物件費について、質疑の事項として約100億円の内容の詳細と前年度比増の理由をお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） それでは、まず物件費のほうの100億円の内容詳細のほうでございますけれども、幾つかございまして、賃金が5億1,755万8,000円、旅費が1,198万6,000円、交際費が161万1,000円、需用費13億4,424万5,000円、役務費1億5,240万5,000円、備品購入費1億3,504万円、委託料が72億5,627万2,000円、その他というものありまして、使用料あるいは賃借料というようなこととなりますが、これが5億8,266万4,000円というような内容となっております。

前年比増の理由でございますけれども、先ほど申し上げました委託料の72億何千万というふうなところにありまして、その中で放射能対策事業、これがかかなり大規模にふえたというふうなことでございます。ちなみに、平成24年度が4億7,208万円だったところが、25年度につきましては、38億943万3,000円というふうなことでございますので、33億3,735万何がしがふえたというふうな状況になっております。これにつきましては、放射能対策のほう、除染のほうが25年度、集中的といえますか、一般住宅除染のほうが本格的になったというふうなところでございます。そんな理由からふえたというふうなことでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 100億を突破した理由は委託料、特に除染の委託料が多かったということで、先ほど24年度と25年度の、ふえて33億円ぐらいですか、全体がふえたものは除染費用がふえた分がふえているというようなご説明だったと思うんですが、物件費、年々、去年もちょっと物件費のことは聞いたんですけども、とりあえず除染の委託を除外したとしても物件費が60何億ということになっていて、その中で委託についてお伺いしたいんですけども、物件費ですので、賃金、委託というのはほとんど賃金が多いたろうというふうには思っておりますが、除染を別にした委託につきましては、市はどんなふうな委託を、委託先に対して委託をして支払いをしているのかについて、特に25年度についてお伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 委託料につきましての支払いというふうなご質問かと思っておりますけれども、委託料につきましても、それぞれもちろん契約と

いうふうなことで契約を結びまして、それで委託事業のほうを実施をしていただいて、そして支払いを行っているというふうなことになります。

それと、細かいところにつきましては、手持ちの資料がございませんけれども、たしか50万以上でしたか、業者選考なりというふうなところをしたり、入札をしたりというふうなことで対応しているというふうなことになります。ほとんどがそういうふうな形ですね、契約を締結して、そして事業をして、委託料をお支払いするというような形になります。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 委託料、年々ふえていて、指定管理者がふえれば委託もふえていくし、人件費が減っていけば、その分委託もふえていくというような感じがあると思うんですが、委託についての決算というか、監査はどのようにしているのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 委託料に関する、決算に関する監査というふうなことでありますけれども、私を知る範囲でありますと、定例的な監査以外に特定、委託料に限って監査をするというものはないかと思えます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） この項については、これで終わります。

次に行きます。

市政報告書の137ページ、民生費の生活保護費について伺います。

ここに受給者の生活保護費の状況の表が幾つかあるんですけれども、受給者の状況の現在の、25年度の説明と相談件数が減っているんですけれども、それについての理由をお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 生活保護費の受給者の状況と、それから相談件数が減っていることについて、私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

25年度の最終的な数字につきましては、市政報告書に載っているとおりでございますので、前年度と比べましてどのような推移をしているかという観点から、まずお答え申し上げたいと思いますけれども、被保護者の世帯数は779でございますけれども、これは前年と比べまして3.2%ふえているところでございます。保護率というのが8.86%、1,000分の8.86でございますけれども、これは全世帯に占める保護世帯の率という意味合いでございますけれども、それにつきましては0.08ポイント伸びているというところでございます。全体としては依然増加をしている傾向にはあるところでございますけれども、前年度の伸びに比べますと鈍化してきたと、増加が少し緩やかになってきたというところでございます。

世帯の累計では、65歳以上の高齢者世帯というのが390ございますけれども、前年度比で8.9ポイント伸びていると、全世帯に占める割合も50%を超えているところでございます。それから、主に稼働年齢層で構成されますその他世帯というのは、平成24年度までに大きく伸びましたけれども、平成25年度については結果的に横ばいであったというところでございます。

それから、相談件数の減でございますけれども、市政報告書に書いてございます件数は延べ件数で、実際に何人の方が相談いただいたかというところは383件でございます。24年度の実件数が499件でございますまして、実件数が減少している、23.2%実件数が減少したというところでございます。この

実件数、相談の件数がなぜ減ったかというのは、なかなか私も分析が難しい、背景が見えないところではございますけれども、一般的には雇用状況が少しよくなっているのかなと、そういう中で生活困窮となる方が少なくなったことによって相談件数が少なくなったのではないかと、そのように推測しているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、最初に、今最後のことについて先にお尋ねするんですが、相談件数が去年807、ことしが527で、実件数が去年は499で、ことしが383ということでしたが、この人数が減っているのは、働く、雇用がふえたんだろうというふうにおっしゃいましたけれども、生活保護を受けている方の半分は高齢者ということを考えますと、それ、そうなのかなというふうに思うんですが、そういうお答えでした。

その中で、相談をされた方で多分1人の方が何回も相談されているということなんだと思うんですが、実際にここで相談をされて受給をされた方という人の割合、あるいは人数がおわかりになりましたら教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 大変申しわけありませんけれども、基本的には生活保護に至る場合というのは、ほぼ間違いなく相談がある、相談がない中で受給ということはゼロではないんですが、ほぼあるということは言えるかと思えます。ただ、その数字につきましては、大変申しわけありませんけれども、今ちょっと手持ちにないものですから、お答えはちょっとご勘弁いただければと思います。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 那須塩原市ではないと思うんですけども、全国を聞きますと相談の部分で何というんですかね、受け付けないというようなことが起きているということでしたので、お聞きいたしました。

次に、生活保護の保護費は、毎年医療扶助の部分のお金が半分ぐらいを占めているということなんですけれども、それにしても去年7億5,800万ぐらい、ことしが8億6,700万ということで、またここふえているんですね。それで、医療扶助につきましては、生活保護が多分100%だと思うんですけれども、この部分について、これも那須塩原市であるのかないのかわからないんですが、全国的にいうと、医療の関係者の中で生活保護の人に関しては、非常に濃厚な医療をしているとか、あるいはその部分での、不正と言っているのかわからないんですが、時々問題になっていると思います。那須塩原市におきましては、この8億6,700万円ぐらいの医療扶助につきましては、何かその辺の歯どめなり、それから精査なりをしているのかどうか、お尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） まず、診療の場合には、診療の必要性につきましてそれぞれ診療先の先生から意見書をいただきます。どのような方針でどのような治療をします。それにつきましては、こちらでも先生を非常勤特別職ということで雇用しておりまして、内容のチェックをまずいただいていると、診療方針等についてそういうふうなチェックをかけていると。それから、具体的な治療をした場合には、いわゆるレセプトに当たる診療費目の請求とかまいりますので、それを全部コンピューターに入れまして、重複的な部分がないのかというようなチェックをしているところ

でございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） そういたしますと、ここで保護者1,040人ということしの人数の人に関しましては、市民とは別建てにここの部分については特別にちゃんと調べているという理解でよろしいわけですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 先ほど議員からございましたように、生活保護被保護者の方は国民健康保険とかに加入してございませんで、全額保護費からということでございますので、そういう意味合いでも通常の保険制度とルートがずれますので、市民の方とは別ということで保護担当の職員がそういうようなチェックをしているというところでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） わかりました。すごい数だなということで、わかりました。

次に、生活保護費の市内の状況ということなのでお尋ねするんですが、生活保護を受けている方は、一軒家に住んでいらっしゃる方もいらっしゃいますし、アパートとか市営住宅にいらっしゃる方も、いろいろな住み方をしていらっしゃると思うんですが、那須塩原市内におきまして生活保護を受けることを目的に集合住宅などがあるということの把握はしていらっしゃいますか、あるいはないと断言できるかどうか、お尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 私どもの、福祉事務所といたしまして、申請を受けた場合に那須塩原市の住民なのかどうか、あとは保護の必要があるかどうかという国で定めます基準に基づいて

保護をしているところでございますけれども、その住まいがどういう種類の住まいなのかということころまでは判断基準にございませんで、そこまでのことにつきまして、ちょっと事実を正確に把握しているとは答えられないところかと思えます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 少なくとも私が市議員になった最初のころは10億だったと思うんですね、生活保護費。10年間の間に保護費自体だと17億ぐらいということは異常な伸びだと思うんですね、全体の中で。そういたしますと、別に私、生活保護費を減らせと言っているのではないんですけども、この部分の決算を見ますと、やはり住んでいるという、住むということはとても大きなファクターだと思います。今のお答えですと、住んでいる場所というか、どういう住まい方をしているかは把握していらっしゃるというようなお答えに聞こえたんですけども、そういうことでこの生活保護費を18億も使うということに対してはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 生活保護に至るまでには、当然その方がどこにお住まいで、その自宅なのか借家なのか、借家ならば借家関係がどうなっているのか、家賃が幾らかということです。それから中の住まいの状況、それから急迫の状況ということでございますので、ライフラインの状況というのを必ず確認をします。私が申し上げましたのは、その住まいを選んだ理由とか、そういう意味合いで生活保護を受けるために、そういう住まいがあるかないかということについては、把握をしていないということで申し上げたところでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、最初に質問したときにお答えいただいていたので、生活保護費を得るために集合住宅に生活保護を受けられる状況の人を住まわせて、アパートでもマンションでも建物全体を生活保護をしている人だけを住まわせているというような状況はあるのか、ないのかということについてお答えをいただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 1棟の建物が全てそういう生活保護の受給者ばかりが住んでいるというような事例はないかと思います。同じアパートに、どうしても保護の基準がございますので、低額なアパートということになりますので、新築の、新しいマンションとかにはなかなか住めないことになりますので、同じアパートとかに複数の方がいらっしゃるという例は、当然あるかと思いますが、そのためだけにアパート等があって、そういう方だけが入っているという事例はないというふうに思います。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 次に、生活保護を受けるのに当たっては、当然住所が那須塩原市になければいけないと思うんですけども、これを受ける方、何年も受けている方もいらっしゃるでしょうし、新規でというか新しく受ける、あるいは必要がなくなって受けなくなるといういろいろな方の差し引きの数がここに779世帯の1,040人だというふうに思います。

それで、その中で生活保護を25年度、受けている方の中で、例えば1年、2年の間に転居をしてきて、転居というんですか、住所を移したというような方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 今のご質問は、よその市町村にお住いの方がここに、那須塩原市に転居をしてきて、その方が生活保護を受けている数ということかと思えますけれども、大変申しわけありませんが、そういう、調べれば一人一人どういう履歴、経歴をお持ちの方かというのは全部聞き取りをしていますので、わかるところでございますけれども、ちょっとそのような数字をつくっておりませんので、ご勘弁いただければと思います。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 次に行きます。

議長（中村芳隆君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、3項目め、決算書の89ページと90ページ、市政報告書は164ページになります。

労働費の労働対策費、緊急雇用創出事業の商工観光課の委託料についてお伺いいたします。

ここに幾つかある委託事業の委託先、事業の内容、それから不用額が多くなっているのですが、その不用額についての説明をお願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） それでは、お答え

申し上げます。

初めに、決算書89ページ、90ページの不用額についてお答えさせていただきたいと思います。

緊急雇用創出事業につきましては、東日本大震災の影響による失業者のつなぎ雇用や、地域で就業するためのスキルアップ、人材育成を目的といたしました100%の補助事業でございます。雇用対策といった事業の性質上、年度のいっぱいいっぱいまで働いてもらって、4月に事業の精算をして補助金を請求して、補助金をいただくというような、そんな手続になります。

平成25年度の委託事業につきましては全部で11事業でございます。商工課所管分が9事業、農務畜産課事業が1事業、そして放射能対策課所管が1事業ということでございます。このうち、9事業については実施しました。そして2事業につきましては、これ商工観光課分の所管になりますが、これについては実施しなかったということでございます。

なお、この実施しなかった件につきましては、後ほど理由も含めてご説明させていただきたいと思います。

労働対策費委託費の不用額は合計で8,059万8,382円ですが、そのうち商工課分の委託料の不用額は5,558万1,242円でありまして、実施した事業7事業分の不用額は2,006万8,242円、不用となった理由につきましては、入札による執行残、当初予定していた雇用者が応募者不足によって予定数に達しなかったことなどによる減額ということが主な理由ということでございます。また、未実施の2事業につきましては、不用額につきましては3,551万3,000円ということでございます。

それでは、観光課所管分の委託先と事業内容について、かいつまんでご説明させていただきます。

まず、那須塩原市地域活性化アイデアコンテス

トについてでございますが、こちらにつきましては、委託先は株式会社栃木プロジェクトプロでございます。内容といたしましては、首都圏及び県内の大学、県内の高校生、そして市内経済団体が市の提示する産業振興に関するテーマについて調査研究を行い、そして提言をするアイデアコンテストを実施したというものでございます。このコンテストの実施に係る準備作業、企画立案、実施、報告書作成等の業務を行う人材を委託先において雇い入れたという内容でございます。

続きまして、那須塩原流ヘルスツーリズム商品企画開発人材育成事業についてでございますが、こちらについては、委託先がNPO法人塩原温泉観光協会、内容につきましては、塩原温泉においてヘルスツーリズム旅行商品を企画できる人材を育成したというものでございます。

続きまして、外国人観光客おもてなし推進事業、委託先は株式会社日旅ビジネスクリエイト、内容につきましては、6カ国語、日本語、英語、韓国語、中国語、中国語は簡体と繁体がございますが、とフランス語の6カ国語対応の観光専用サイト「ココシル那須塩原」を構築するに当たって日本人はもちろんのこと、外国人の観光受け入れの体制強化を図ったというものでございます。

続きまして、産学官連携地域振興西那須野地区賑わい街づくり事業についてでございます。こちらにつきましては、委託先が西那須野商工会ということで、内容につきましては、空き店舗を活用した展示販売、交流の拠点といたしまして交流プラザ「いいね! にしなすの」を設置いたしまして、地域特産品、農産物の展示販売、あるいは拓陽高校生との連携による加工品、農産物の展示販売等を行うということで、産学官連携によりにぎわいの創出を図る取り組みを実施したという内容でございます。

続きまして、風評被害対策に向けたPRテレビ番組放映事業についてでございます。委託先につきましては、株式会社とちぎテレビ、内容につきましては、本市の魅力ということで、観光施設、温泉、特産品、イベント等を広く情報発信いたしまして、産業振興に役立つテレビ番組、5分間の特番でございますが、の制作、放送業務を実施したというものでございます。こちらにつきましては、とちぎテレビとテレビ埼玉で放映をさせていただいたというものでございます。

次に、那須塩原市地域資源魅力発信プロジェクトについてでございます。こちらにつきましては、委託先が株式会社エフエム栃木、内容につきましては、地域が持つ温泉や観光スポット、伝統文化、人、店、ものなどの魅力ある資源を掘り起し、エフエム栃木、エフエム東京を通して県内及び首都圏に情報を発信し、交流人口の増加、あるいは観光の誘客、さらには本市のイメージアップ、知名度アップを図ったという内容のものでございます。

次に、エフエム栃木番組「那須塩原グリーンFM」放送業務についてでございますが、こちらについては委託先が株式会社栃木プロジェクトプロということでございまして、前年度からの継続番組ということで、4月までの放送枠を確保していた関係で1カ月分だけ、放送回数は4回でございますが、1カ月分だけは市の単独費でもって、この事業を実施せざるを得なかったという状況で実施したものでございます。

続きまして、今度は取りやめた2事業についてでございます。

まず、ふるさとイベント出前キャラバン隊事業でございます。こちらにつきましては、観光、農産物の風評被害対策としてキャラバン隊を結成いたしまして、市内及び関東1都6県でキャンペーンを展開し、本市の観光の魅力と安心・安全な農

畜産物のPRを行う予定でございましたが、実施に際しまして、まずは関係者みずからが市との連携強化を図った上でPRに取り組むべきとの判断、あるいは同様の事業を他でやっていたということもございましたので、こんなことの原因から本事業については取りやめをしたということでございます。

続きまして、取りやめた2つ目の事業でございますが、観光誘客戦略策定基礎調査についてでございます。こちらにつきましては、放射能の影響による観光来客者数の回復を図る観光誘客の戦略をつくるために必要となる、首都圏向けのアンケート調査を予定していたというところでございますが、こちらにつきましても、同様の事業を他部門、あるいは当部門の中において実施していたということからいたしまして、必要性はないというような判断から、この事業についても取りやめたというようなことでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、商工観光課所管分の委託料についてでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 11事業のうち2つはやらなかったというようなことで、細かいことをここに、市政報告書に書いてあることの中身を説明していただいたんですけども、一般質問の中で全然事業をできていないものについて凍結したらどうかというふうにお聞きいたしましたら、何が何でもやるんだというふうなお答えをいただいたんですけども、中身は違うにしても今回ここで予算現額2億からのものの中で、8,000万ぐらい不用になっていると。

今のご説明ですと、やっていないものについては必要がなかったとか今できないとかというようなことでしたし、あとほかでやったものにつきましても、委託がもう安くなったとか人がいなかっ

たとか、いろいろ理由はございましたけれども、全体として観光の雇用創出、人件費ですよね、ほとんどが。その雇用創出につきましては、100%国から出るということであったとしても、余りにも最初の予算の立て方なり、計画の立て方が、またずさんという言葉を使ってはいけないんですが、大まか過ぎて、それで余ったのではないかなというふうに感じていたのが質問したんですけども、今のお答えを聞いているとますますそういう感じがするのですが、その辺についてはどのくらい、どういうことを考えてここの雇用創出の人件費を委託することを考えたのかについて、お伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） この事業を、一つ一つ事業を組み上げるに当たりましては、できる限り一人でも多くの、要は失業者を救いたいというような観点から、いろいろな市にとって有益な新たな事業、新たな事業といいましても観光の分野、あるいは教育の分野、あるいは福祉の分野ということで、分野は限られているんですが、そういう中で有益な事業がないかということで一生懸命知恵を絞らせていただいて、より多くの事業を企画立案させていただいたということが現状でございます。

そんな中で、議員ご指摘のとおり、当初の予算が若干甘いのではないかなというようなご指摘がございましたが、今お話し申し上げたとおり、当初の段階では一生懸命知恵を絞って少しでも多くの、要は失業者を救っていきいたいというようなところから、この事業、当初予定した事業は全て必要だという判断から予算を計上させていただいたという経過がございます。

そんな中で、事業をしていった中でやはりほか

に同質の事業、同様の事業をやっている、そちらでもって今回やろうとしている目的が達成しているというような事業が2事業出てきたものですから、そこはしっかりとやるべきか、やらないべきかという判断をして、無駄になるような事業についてはやめたということが実態でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 緊急雇用創出事業というのはことしだけではなくて、昨年もあったと思うんですが、これについてはことしもそういうふうにならなくて、雇用を促進していくんだと、失業している人をより仕事についてもらうんだという観点のはずだと思っておりますけれども、例えば西那須野のところにある空き店舗を使った事業などを見ておきますと、これって本当にそうなのかなというふうにならなくて、何度か言ってまいりました。確かに空き店舗に拓陽の高校生の方がいて、ものが置いてあって、何か買うというようなことはできるんですけども、これが一体そうなのかなというようなことを感じてきました。あとのことはソフトなものなので、余りものがあるというものではないんですけども、そういうふうには考えますと、これが本当に緊急雇用の創出事業になるのかなというようなことを考えながら見ていたものから、この不用額が出る、もっと違うところに使うところがあったのではないかなというようなことでお尋ねをしたのですが、部長のお答え、これ以上ないと思いますので、これで次に行きます。

市政報告書の164ページ、同じところの前段のところなんですけど、緊急雇用創出事業の商工観光課の部分の賃金、2人で何か行うということで予算が出ていたと思うんですが、このお2人が行った事業の内容と実績について、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） お尋ねの2人で行った事業の内容と実績についてということで、お答えさせていただきたいと思います。

事業の内容につきましては、観光施設、観光資源、あとはまちなかの回遊する資源というものがどんなのがあるかというようなところで、まちなかの回遊資源などのデータベースというものを集約して作成したというのが事業の内容でございます。

事業の実績といたしましては、市の観光情報の発信のための集約資料といたしまして、観光に対する問い合わせに今も利活用させていただいているということと、あとは今年度の4月から運用しております「ココシル那須塩原」の基礎資料としても使わせていただいているということでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 確認なんですけど、この2人分の342万7,172円という賃金についてなんですけど、この方たちは25年度でこの仕事を終えて、今はこのことはやっていないという理解でよろしいんでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） そのとおりでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） そういたしますと、ここで今データをつくったり、いろいろな資料をそろえたということは、今那須塩原市の観光のところの職員がそれを使って、一層の那須塩原の宣伝

をしていく、あるいは観光に寄与するということに使っているという理解でよろしいですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） そのとおりでございます。我々がいろいろと市内の方、あるいは市外の方から観光に関する問い合わせ等があった場合は、この資料を有効に活用して、丁寧なPRを行わせていただいているということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 緊急雇用創出事業としては、直接雇った賃金というのが一番わかりやすいのでお尋ねするんですが、この2人の方、1年だけ雇ってもう終わりだよということになると、緊急雇用創出になるのかなというふうに思うんですが、この方たちはここで1年間仕事をしたことによって、その後、何か観光とか商工とかということで、職業につかれたのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） この事業を介して次のステップ、次の職につながっていければ、それにこしたことはないというふうに私も思います。ただ、実態といたしましては、やはりなかなか補助金がなくなってしまうと、私どももその事業を継続することができないという台所事情がございますので、そういうことからしますと、最初に申し上げましたとおり、この事業の性質は、まずつなぎ的な部分があるということと、あとは本人のスキルアップという2つの側面を持っているというようなところで、ちょっとご理解をいただければと思います。

あと、ちなみにこのうち1名の方につきましては

は、引き続き市の臨時職員というようなところで、別部署ではございますが、そこで働いていただいているという実態がございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 次に、16番、君島一郎君。
16番（君島一郎君） それでは、決算書26ページ、12款1項2目2節児童福祉費負担金で、30万3,000円の不納欠損額が生じておりますが、これにつきましては、どの負担金において欠損額が出たのかということと実件数と延べ件数、そして不納欠損とした理由についてお願いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） それでは、ただいま君島議員から質問いただきました決算書の不納欠損の中身につきまして、民生費の不納欠損の中身につきましてお答えを申し上げます。

まず、この中身でございますが、これは俗に言えば保育料負担金ということでございますけれども、保育料でございます。その中身でございますが、全部で児童9人、保護者にしますと6人分でございます。23月分になります。9人の児童、23月分で、その保護者は6人ということでございます。なお、納付がなくて転出等で催告書等を送ってございましたけれども、納入がなく5年が経過したということで、不納欠損処分としたというものでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 16番、君島一郎君。

16番（君島一郎君） 続きまして、決算書30ページでお願いをしたいと思います。

13款1項6目1節道路橋梁施設使用料の中で、同じく不納欠損額2万4,388円が出ておりますが、これにつきましても同じように、どのものにおい

て不納欠損が生じたのか。それから件数ですね、実件数と延べ件数、そして不納欠損とした理由についてお願いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） それでは、不納欠損につきまして説明をさせていただきます。

不納欠損額の2万4,388円でございますが、これにつきましては、平成22年度分の法人の道路占用料2件でございます。内訳としましては、1件は石林・新南地内の配水管の占用で2万836円、もう一件につきましては、塩原地内の温泉管の占用で3,552円となっております。不納欠損の理由としましては、法人が廃止の状況であることや解散などにより徴収の見込みが立たないため、地方税法第15条の7第5項及び那須塩原市財務規則第50条の規定に基づきまして不納欠損としたものでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 16番、君島一郎君。

16番（君島一郎君） 道路占用料の中での不納欠損だということですが、そうしますと占用物件についてはまだ占用されている状況なんでしょうか、どうでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 占用物件につきましては、法人がなくなってしまったということで、撤去をしていないというような状況にございますので、新南のものにつきましては、そのまま残っております。また、塩原地内の占用物件につきましては、2カ所ほどあるんですが、その一部につきましては、占用者が別な法人に変わったということで現在使用されておりますが、もう一件につきましては、そのまま残っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 16番、君島一郎君。

16番（君島一郎君） 続きまして、52ページにお願いをしたいと思います。

20款4項4目2節民生費雑入におきまして、これも同じく不納欠損額が110万9,311円出ておりますが、これもどのものについての不納欠損額なのか、これについても実件数、それから延べ件数、それから理由等につきまして該当があればお願いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） ただいま君島議員からご質問いただいたことについてお答えを申し上げます。

合計で110万9,311円の不納欠損でございますが、この件は全額生活保護の返還金に係る不納欠損でございます。返還が生じる事由が3つございますけれども、1つは、若干具体例を申し上げますけれども、保護を受けている時点で年金を受給する権利がありながら手続等がまだ済んでいないために年金を受給できないと、そのような場合には後に年金を受給した時点でさかのぼってお返しをいただくと、そのような事由で生じる場合がございます。生活保護法63条にそのような返還金がございますけれども、そのようなものが2件ございまして、額は63万8,695円でございます。

それから、本来収入があるのにもかかわらず、申告等を行ったことによりまして発生する返還金がございますけれども、これは生活保護法78条による返還金でございますが、これが1件18万9,155円でございます。

それから、生活保護は月の初めのころに、その月分を支給いたしますけれども、途中で月の半ばで亡くなった場合には、その日をもって保護が廢

止になります。それ以降の場合の分につきましては、返還ということになりますけれども、そのような形で発生した返還金が5件28万1,461円ございます。そういうことで、本人の死亡、それから住所そのままで行方不明になってしまった等の理由によりまして徴収が不能であることから、5年の時効で不納欠損としたものでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 次に、12番、鈴木紀君。

12番（鈴木紀君） それでは、市政報告書の152ページ、4款衛生費、1項5目環境保全費の中で委託料、市民ファンド活用太陽光発電装置普及事業構築支援業務の内容についてお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎稔君） それでは、鈴木紀議員の質疑にお答えいたします。

本業務は、市民ファンドを活用した一般家庭向け太陽光発電装置普及事業の構築に向けた調査研究が目的であり、業務内容は以下のとおりでございます。太陽光発電事業者の設立準備会の運営、さらには小学生を対象とした再生可能エネルギーに関する学習会の開催、中学生を対象とした再生可能エネルギーに関する学習会の開催、また、市民に対する市内イベントでの啓発活動の実施、さらには事業者向けの学習会の開催、そのほか市広報紙への啓発記事の掲載などでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木紀君） これについては、ファンドについては断念したと思うんですが、その断念した理由についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） お答えいたします。

まず、平成25年5月に民間事業者や太陽光発電施工業者、あるいは金融機関などの12名で太陽光発電事業者設立準備会を立ち上げております。平成26年3月まで合計6回ほどの会議を行いまして、事業化の可能性を検討してきたと、こういうことであります。

本市におきましては、一般的な予算措置からわかると思いますが、1年間でおおむね一般家庭が設置する太陽光発電システムの補助が400件ほどに上がっております。一般的にその設置費用が大体200万から300万ぐらいのものが多かったのですが、それを仮にその工事費を合計額ということで設置費用を計算するならば、200万掛ける400件程度ということになりますと、約8億円を超える資金が必要となってまいります。その設置費用を市民ファンドで調達することは、さきの設立準備会のほうで6回にも及ぶ検討の中で、会議の中でご検討いただきまして、そういった資金の調達は非常に難しいのではないかという結論から、市といたしましては、いずれにしましてもファンドは民間事業者が設立をして運営をしていくと、そういった先導的な意味から市はそういった事業立ち上げについてもどうでしょうかということで展開してきたわけですけれども、そういった資金繰りの大きなネックから判断をされたものと理解し、市としてはこういったファンド設立に関する普及、あるいは太陽光発電装置の設置ということについては見合わせたいというふうな結論に至ったところで。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 市民ファンドとしての経営が成り立たないというところの結論でよろしいのかなと思います。

ちなみに、市の持ち出しとしてもたしか400万前後という形で、金額という形で伺ったと思うんですが、実際の金額は幾らになったのか、お尋ねをします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） 決算書にありますとおり、全体事業といたしましては896万7,000円を決算しております。このうち、財団法人である地域総合整備事業団、通称ふるさと財団と呼ばれるところでございますが、そちらからの助成が566万6,000円ということで、その差し引き330万1,000円、これにつきまして市の単独費用で実施をしたと、こういう内訳でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 理解をいたしました。

次に、176ページ、6款農林水産業費、1項5目畜産業費、委託料、八郎ヶ原放牧場管理業務が昨年度と比較して増加しているということで、理由についてお尋ねをします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） それでは、八郎ヶ原牧場の管理業務の費用が対前年に比べて増加している理由についてお答え申し上げます。

八郎ヶ原牧場の管理は、ご案内のとおり指定管理ということで、箒根酪農協同組合にお願いしているところでございます。

例年の委託料といたしましては、735万円かかっているところでございますが、平成24年度と25年度につきましては、放射能対策ということがございまして、その関係で休牧をしたというような状況になっています。そんな中で、休牧をしても、休牧だからといって何もしなくていいというわけ

ではございませんで、最低限の維持管理はしなくちゃならない。例えば、牧草の草刈り等はやらなくちゃならないものですから、それにかかわる人件費、燃料代等については委託費としてお支払いをしたということでございます。

その中で、25年が24年に対して多いということの理由は、25年度はプラスアルファの業務といたしまして、急傾斜地や樹林地に牛が入らないようにするための牧柵というんですか、防護柵、侵入防止柵、そういうものをつくったというのが一つ、あともう一つは草地整備ということでカリ肥料、これは牧草がよく生えてくるようにするためのカリ肥料を散布したこと、あるいは石がごろごろ出てしまったものですから、そういうものを取り除いたという業務をプラスとしてやると、それが増額になった原因でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 理解をいたしました。

次に、ページ178、179ということで、同じく6款農林水産業費、1項6目農地費ということで、新青木発電所で発電した電力の供給先と戸数、また、補助金の積算根拠についてお尋ねをします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） それでは、お答え申し上げます。

まず、売電先は全量東京電力のほうに売電しているということでございます。この発電所を建設する計画時に年間売電量は3,100MWと設定しております。この3,100MWというのは、一般家庭の860世帯分の年間電気消費量に相当するというところでございます。4月から今まで運転してきた中で、5カ月間の実績を見ても、当初に予定した計画の売電量はどうか達成できる見込みだとい

うようなお話を聞いているところでございます。

売電益につきましては、土地改良区連合が管理しております施設の維持管理費に充当されまして、これによりまして、農家が負担しています維持管理費の賦課金というんですか、そちらの軽減を図るというような内容でございます。

また、補助事業の根拠についてでございますが、この事業は国の補助であります地域用水環境整備事業を充てて実施しているところでございます。財源の内訳につきましては、国が50、そして県が15、関係市、これ関係市は那須野ヶ原連合の、要は受益地となっているところが本市とあとは大田原市ということになりますので、本市と那須塩原市の関係市で10%、さらに連合自体が25%持つというようなことでございます。この10%を決めた根拠につきましては、同様の事業をやっている他自治体の事例を参照にして、大田原市と協議の上、決定させていただいたという経過がございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 農家への負担の軽減措置が図られているということですが、具体的にはどのような形で農家への負担を軽減されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、要は連合が維持管理をします施設に対して、各受益者である農家はその管理のための負担金というものを賦課金という形で土地改良区に納めるというような形になっております。その賦課金が、那須野ヶ原土地改良区連合が6カ所の小水力発電所と2カ所の太陽光発電所を今実施しております。このような再生可能エネルギー施設をつくって売電することによりまして、

当初は5,000円取られていた賦課金が現在では1,000円になっているということで、4,000円程度の削減効果があったということを連合から聞いているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 了解をいたしました。

次に、同じく187ページ、6款農林水産業費、2項1目林業振興費ということで、元気な森づくり事業委託料として、里山林整備事業、野生獣害軽減のための里山林の事業内容についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） それでは、事業内容についてお答え申し上げます。

野生獣害が発生したり発生するおそれがある田畑などに隣接する里山林を対象にいたしまして、野生獣を人里に近づけないような整備を行う事業だということでございます。事業は5年間で実施するものでございまして、初年度は除伐や下刈りを実施する、そして2年目から5年目にかけてその除伐、下刈りをしたところを毎年下草刈りをしていくというようなところで良好な環境を確保していくというような内容でございます。平成25年度につきましては、箭坪地区で3.8ha、そして金沢地区で9.4haを新規事業として実施しております。さらに継続事業ということで、6地区で引き続き48.46haを実施しているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 野生獣を近づけない措置ということで、除伐ということでお話ありましたが、除伐についてもう少し詳細をお伺いしたいのと、補助単価がどのぐらいなのか、お聞か

せ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） まず、除伐についてお答えさせていただきます。除伐とはということで、これちょっと専門辞典のほうから引いてきた話なので、ちょっとかたい話になるかと思うんですが、除伐とは育成の対象となる樹木の育成を妨げるほかの木を刈り払う作業ですというようなことで書いてあります。わかりやすく言いますと、鬱蒼とした里山林の枝払いや不要な木を間引きすることによって見通しをよくして、要は野生獣を近づけないようにするというような内容だということに思います。

あと、補助率についてでございますが、こちらについては、初年度、先ほどご説明したとおり、除伐と下刈りということでございますが、限度額がということで、10haで25万円、1平米にいたしますと250円が限度額で出る。2年目から5年目に関しましては下草刈りだけになりますので、10ha当たりで5万円、平米当たりで50円の限度額が支給されるという内容でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 次に、2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 通告に従い、質問させていただきます。

平成25年度市政報告書の61ページ、2款1項8目地域活動推進事業についてです。当初予算より決算額が減額になった理由をお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 地域活動推進事業の当初予算より決算額が減額になった理由ということで、地域活動推進事業の主なものは市民提案型協働のまちづくり支援事業でございまして、平成25

年度につきましては、13団体から提案がありまして、市民が入った審査会で審査の結果、市政報告書に記載の11団体の事業が採択されたというところでございます。予算額500万円に対しまして11団体の実績の合計が276万2,770円であったということで、このことが主な減額の理由でございます。以上です。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） このまちづくり支援事業は、その年その年で毎年各団体のほうから申し込みが来ると思うんですけども、その年によって来た件数によって当初予算というのは組まれていくのかどうか、お尋ねいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 当初予算につきましては、見込みで予算を計上させていただきまして、年度がかわった予算議決になった後、4月から5月に当たって事業の募集をしまして、事業認定をしていくという形になってございます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

市政報告書101ページ、3款1項1目地域自殺対策緊急強化事業について、事業の成果をお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） では、私のほうから地域自殺対策緊急強化事業につきましてお答えを申し上げます。

市政報告書のほうに、実際に実施いたしました事業の名称等が載っておりますけれども、その中で心の相談カウンセラー謝礼というのがございますけれども、これは月2回カウンセラーにお願い

いしまして、カウンセリングをやっている事業でございますけれども、開催日数が12日、カウンセリングを受けてくださった方が延べ62人ということでございます。

それから、その次にゲートキーパー養成講座講師謝礼というのがございますけれども、これはゲートキーパーを養成するために、対象は民生委員、児童委員を対象に行いましたけれども、そのための講師謝礼でございます、開催回数2回でございます。それから、委託料としてセルフチェックシステム管理業務というのがございますけれども、これは市のホームページ上にセルフチェックシステム「心の体温計」というものを、そういうゲートを設けておりまして、それぞれの方が自分でストレスの度合いなどをチェックできるシステムでございますけれども、そのための管理委託業務でございますけれども、アクセス件数として3万7,550件あったところでございます。最後に、自殺対策講演会でございますけれども、これはNPO法人那須フロンティアとの共催の講演会事業で、そこへの委託という形をとりましたけれども、講演会を開催いたしまして、講演会参加者が140名でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） ゲートキーパー養成講座なんですけど、こちらのほうのゲートキーパー養成講座に参加した人数はおわかりになりますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 申しわけございません。まず最初に、講習会を開催いたしまして、そのときの参加者が166人でございます。それから、フォローアップ研修会というのを開催いたしまして、そのときの参加者が28人でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 自殺対策講演会なんですけど、今回は参加者数が140名ということでしたけれども、24年度は参加者数450人でした。これは参加者数がこっちは激減した、その理由というのはどういった内容だかおわかりになりましたら教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） ちょっと記憶が私、すみません。忘れてしまったところございまして、はっきりしたことを調べまして、もしわかれば後でお答えしたいと思いますけど、前年度24年度という意味合いでございますけれども、そのときにはちょっと何か、人の比較的参加を多く見込めるような事業とタイアップでやったような記憶でございますけれども、すみません。ちょっと今手元に資料がないものですから、わかりましたら後ほどお答えしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 続きまして、次の質問に移らせていただきます。

市政報告書112ページ、3款2項1目子育て支援サイト運営事業についてです。

当初予算に委託費が計上されているが、決算に計上されていません。事業として成り立っているのか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 子育て支援サイトの運営につきましてお答えを申し上げます。

当初予算ではサイトの運営につきまして委託料、確かに計上したところでございます。サイトといましては、市のホームページの中に「のびの

び」というサイトを設けてございまして、事業そのものは実施しているところでございますけれども、これは各種子育て支援をしてくださる団体を登録して、例えばいつはこういうような催しがあるとか、事業があるとかというのがわかるようなものを考えていたところでございますけれども、予想をしていた団体数に比べて登録が大変少なかったということから、自前での職員による管理で間に合ったことから、委託をしなかったというところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 26年度予算にも、やはり同じく委託料として37万8,000円は計上されているんですけども、25年度の当初予算で計上されていて、実際使われませんでした。それで、また26年度も同じ内容で同じ金額で計上されているんですけども、こちらはこういった理由なのか、教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 理由につきましては、基本的にどちらも管理委託をお願いしたいというところは変わりございません。ただ、25年度につきましては、先ほど申しましたように、件数が少なく、職員が自前でできたというところでございますけれども、それでよしとしているわけではございませんで、専門家の管理委託が必要になるように登録団体をふやして、よりよいものになりたいということから引き続き予算計上したところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 続きまして、市政報告書147ページ、4款1項3目子ども医療費助成の状

況、25年度は18歳まで医療費助成を引き上げましたが、決算が減額になっています。このことに対して、市はどのように捉えているか、ございませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

2番（星 宏子君） 市政報告書の133ページ、3款2項7目児童手当費についてお伺いいたします。

当初予算より決算額が減額になった理由をお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 児童手当の執行が、決算額が当初に比べて減額になった理由ということでございますけれども、当初予算におきましては、手当の支給対象の児童数を延べで19万6,318人と推計し、支給額21億6,235万5,000円を計上したところでございますけれども、計上しました児童よりは実際の児童数が少なかったということで、人数は19万4,475人でございますけれども、というようなことから、決算額が21億4,304万3,901円となったところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 今、当初の人数よりも実際は少ない人数だったということだったご答弁をいただきましたが、このことに対しては、児童手当支給対象者が例えば申告漏れをしているとか、提出なんかもあるとは思いますが、そういった対象者が申請をしていないとか、そういったこともあるのか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 議員ご承知のとおり、児童手当につきましては、申請に基づきま

して所得とか子どもの年齢、何人目かということによって決まるものでございます。申請を本来受けられる人が申請をしたか、しないかにつきましては、ちょっとそういう調査の結果があるのかどうかも聞いていないものですから、現時点でお答えが難しいところでございます。申しわけありません。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 続きまして、市政報告書147ページ、4款1項3目子ども医療費助成の状況についてお伺いいたします。

25年度は18歳まで医療費助成を引き上げましたが、決算が減額になっております。このことに対して、市はどのように捉えているかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 子ども医療費が対象年齢を拡大したにもかかわらず、前年度と比べまして決算値が下がっていると、そのことについてでございますけれども、議員おっしゃるとおり、確かに間違いなく下がってございます。どの部分が下がったかといいますと、当然お比べになってご承知かと思っておりますけれども、未就学児童、それから小学生の医療費の助成額が減額になったと。拡大した部分でふえた部分を上回る減額があったということで、全体としては減額になったということでございます。

未就学児、あるいは小学生の助成額がなぜ減額になったかということでございますけれども、市としましては、国保につきましてはどのような受給を、医療を受けているかということは、情報、データを有しておりますけれども、保険の大半を占めます健康保険ですとか共済とか、そういうものについては全く情報がないということで分

析ができませんので、把握はしていないところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 把握をされていないということで、了解をいたしました。助成金全体として、例えば中学生から18歳までの間は自己負担金が2,000円、保護者が負担ということになっておりますが、例えばこのことに対してもどのくらいというか、このことに対しても、例えばそういった保護者の声ですとか、そういったことも含めまして今後検討課題というか、せっかく医療費が18歳まで無料ということに、助成対象になっておりますので、この辺の市からの取り組みというか、捉え方というか、どのように捉えているか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 先ほども申しましたように、市では申請をいただいた方、それから調べようとするれば国保の被保険者の方につきましては、申請ができるのかどうかということがわかりますけれども、申請をいただいている方で大半の方については、なかなか実際にけが、あるいは病気等になっていないから申請をしないのか、それとも手続的に何らかの理由があってしないのか、あるいはする考えがあるけれどもおこなっているのか、そこら辺の状況を把握していないところでございます。なので、現時点では始まったばかりでございますので、ちょっと制度についてこれからどうしようとかというところは、まだ考えていないところでございます。

議長（中村芳隆君） 2番、星宏子君。

2番（星 宏子君） 了解いたしました。

続きまして、市政報告書250ページ、10款1項

4目教育相談費について、カウンセラー相談件数と解決したと思われる件数、相談の内容の傾向はどのようなものか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） カウンセラーの相談件数ということでございますが、県からの配置カウンセラー、また市の採用のカウンセラー、合わせて2,719件の相談を受けております。それと、解決したと思われる件数ということでございますが、あくまでカウンセラーへの相談というものにつきましても、指導の過程の一部分であるということに捉えております。児童生徒のつまずきであるとか、その状況をまず把握して原因を探ると、その結果を保護者や教職員に情報等を伝えながら一緒に考えていくというようなことでございますので、カウンセリングを行ったから、すぐ解決するというものではないというふうに把握しております。

それと、相談の内容の傾向ということでございますが、25年度につきましては、不登校の関係、また発達障害、それと人間関係、子育ての悩みなどが多くの相談を受けているというような状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時00分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市政報告書181ページ、182ページ、6款1項9目農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の詳細と進捗状況について伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） それでは、事業の内容と進捗状況についてお答え申し上げます。

当該事業は三本木佐野地区を中心とする農業用排水路整備事業でございます。平成25年度はU型水路607.5mを整備し、全体計画延長3,900mのうち1,370mが施工済みでございます。延長ペースで44%が完了しているところでございます。

以上です。

〔発言する人あり〕

産業観光部長（藤田輝夫君） 申し訳ございませんでした。全体計画延長3,900mのうち1,730mが施工済みということでございます。訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） それで、工事請負費の中の農業排水路付帯工事第1工区の94万5,000円、どのような工事をしたのか伺います。

また、水路物件移転補償工作物5件、移転雑費1件とは何か伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） まず、付帯工の関係でございますが、こちらについては水の排水ますの取り付けとか、そんなものが主な内容ということでございます。

次に、工作物件等についての補償ということでございますが、こちらについては主なものは電柱等だということでございます。

以上です。

発言の訂正・追加

議長（中村芳隆君） ここで、産業観光部長より発言があります。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 私のほうから1点、訂正させていただきたいと思えます。

先ほど鈴木紀議員の補助単価のお尋ねに、私、「10ha当たり」と申しました。「10a当たり」が正解でございます。

初年度につきましては、除伐した草刈りということで10a当たり25万円、そして2年目から5年目にかけては下草刈りということで、10a当たり5万円に訂正させていただきます。大変申しわけございませんでした。

議長（中村芳隆君） 次に、保健福祉部長より発言があります。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 私のほうは、先ほど星議員の児童手当に関する質問の中で、手当の未申請者についてお問い合わせいただきましたけれども、この児童手当につきましては、その手当の性格上、申請に基づくものでございますけれども、未申請の方を把握することがその制度上難しいということで、把握していないということでご了解いただければと思えます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 次に、9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） 私のほうからは、2項目質疑を行います。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） ただいま、部長の話の中では、3,900mの中の約44%が完成しているということですね。それで、この項目については要望になるとは思うんですが.....

〔発言する人あり〕

9番（伊藤豊美君） 失礼しました。

この地域には、先月、8月29日になりますが、圃場整備推進協議会が設立されました。この設立されたことによって、水路が競合すると思いますが、よく地域の皆さんと話し合っこの事業を進めていっていただきたいと思います。

続きまして、市政報告書188ページ、6款2項1目鳥獣保護管理事業の詳細及び猟友会とのかかわりについてもお願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） それでは、事業内容と猟友会とのかかわりについてご答弁申し上げます。

まず、事業内容についてでございますが、鳥獣被害対策防止法に基づいた農作物の被害防止や市民の安全を守るための鳥獣保護管理事業といたしまして、有害鳥獣の捕獲や被害防止のための保護管理パトロール等を実施しているところでございます。鳥獣の捕獲や保護管理につきましては、狩猟の免許が必要となるため、実務につきましては、猟友会の皆様方に委託をお願いしているというところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） その中の委託料867万7,558円の使われ方、例えばカモ、カラス、キジバト、これは一羽について幾らとか、熊、鹿、イノシシ、猿、1頭幾らかといったようになるのか、ちょっ

とお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 有害鳥獣の捕獲業務の単価についてのお尋ねだと思います。

まず、鳥類、カモ、カラスにつきましては、こちらにつきましては、1匹幾らという形じゃなくて、日当ということで1日当たり3,000円という単価になってございます。また、鹿、イノシシ、猿の捕獲につきましては、こちらにつきましては、1頭ということでございまして、1頭当たりの単価が5,000円ということになっております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） ことしの5月より、警察署のメールで熊の目撃情報が頻繁に入ってきます。警察署、猟友会、市はどのように対応しているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 9番、伊藤豊美君に申し上げます。あくまで通告に従って質疑をお願いいたします。

9番、伊藤豊美君。

9番（伊藤豊美君） 決算の質疑であります。

この中で、猟友会、そして警察署、市の対応についてをお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 猟友会等とのかかわりについての市の立場というか、そういうことのお尋ねなんだろうと思うんですが、まず、鳥獣被害防止計画というものを市では策定しております。その中で、市や県や、あるいは警察署の役割分担というものを明確にしております。そして、いざ有事のときは、どのような連絡体制でやっていくかというようなところを明確にしている中で、

それぞれ実務に当たっているというのが実態でございます。

また、一方で鳥獣被害対策協議会というものも設立しております。この中では、猟友会の皆さん、あるいは県の皆さん、そして私たちといったところの協議会でございますが、この中では、関係者との情報共有、あるいは意見交換というものを図りまして、要は連携をさらに努めていくというようところで確認をとっているところでございます。せんだって新聞で、ジョギングをしている方が熊に追われたというような事象が新聞に載っておりましたが、我々としましても、そういう人に対して被害を及ぼすような事態にならないよう、今後ますます警察、あるいは県、そして猟友会の皆様方と連携していかなくちならないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 次に、10番、松田寛人君。

10番（松田寛人君） 質疑いたします。

市政報告書61ページ、2款1項8目車座談議推進事業の効果について伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 車座談議推進事業の効果についてということでございますが、車座談議推進事業のうち、地域運営交付金と地域事業交付金という2つの事業に分かれてございまして、地域事業交付金につきましては、記載の7地区に交付をされてございます。地域運営交付金につきましては、15地区中、昨年度末に2地区が解散したということで、13地区に交付をされたということでございます。そうした状況下ではございますけれども、全体としましては、地域住民みずからみずからの地域について話し合い、課題の解決や地域特性を生かしたまちづくりを進めることがで

きた。また、地域の一体感が醸成され、地域コミュニティが活性化するとともに、まちづくりの人材発掘や育成が図られた。さらには、市民主体によるまちづくりの地づくりがなされたというふうに思っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 10番、松田寛人君。

10番（松田寛人君） 効果があったということで伺いました。デメリット部分はありましたでしょうか。それだけをお伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 車座談議の推進に当たっては、特にデメリットというところは感じてございません。

議長（中村芳隆君） 10番、松田寛人君。

10番（松田寛人君） 次にいきます。

69ページ、2款1項12目地域バス運行事業、補助金5,892万9,607円から予約ワゴンバス利用収入87万3,000円をどう捉えているのか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） お答えいたします。

地域公共交通の利便性を目的に向上と効率化を図るということで、昨年度、ご案内の10月に地域バスの再編と予約ワゴンバスの運行を開始をいたしました。この予約ワゴンバスは、今までバス路線のなかった地域及び利用が非常に少ないということで、みずからの力で目的地へ足を運べないといった高齢者とか学生などの交通手段といたしまして、確保する必要があるという判断から運行する路線といたしたところでございます。

さきの8月の議員全員協議会の中で、今後の計画をお示したのもございますが、現在は試行

期間ということで、昨年実施した実態調査、あるいは利用者からの届いた声、これを十分に精査しながら運行路線の見直しや各路線の理解、定着を図るために市民に浸透する周知方法を検討していきたいと、このように考えておりますが、議員から質疑があったように、アンケートの中にも費用対効果という話もございます。ただし、交通に不便を来している方々との兼ね合いもございますので、今後はこういった大きな補助金に対する収入、あるいは公共交通の果たす役割、足のない方々の対応、そういったことも含めまして検討していきたいと、こういうふうを考えているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 10番、松田寛人君。

10番（松田寛人君） 次に行きます。

71ページ、2款1項13目防犯・暴力追放対策費、防犯カメラシステムの内容について伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） それでは、お答えをいたします。

犯罪防止のために、那須塩原市と那須塩原警察署との防犯カメラシステム設置及び管理運用に関する協定というものを、平成18年6月27日締結をいたしております。市が西那須野駅東西連絡橋に3台の防犯カメラ及びモニター、録画機を西那須野駅前交番に設置をいたしまして、那須塩原警察署を運用責任者として運用を行っております。その経費、設置の機材等の借上げ及び保守料も含めた料金ということで、19万3,836円の費用ということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 10番、松田寛人君。

10番（松田寛人君） 次に行きます。

71ページ、2款1項14目文書管理費。文書管理費は24年度と25年度を比較すると約2分の1となるが、その理由は、また、ファイリングシステムの内容について伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 市政報告書の次のページ、72ページをごらんになっていただきたいと思うんですが、その一番上のほうに役務費で通信運搬費というのがございます。これは郵送料というようなことになってますが、これが1,434万5,241円というようなことで、24年度と比較しますと2,600万ほど減っているというふうなことでございます。この郵送料につきましては、年々増加する傾向にございました。そんなところから、25年度からは定期的に発送します原則100通以上のものにつきましては、各課、課税課、収税課、健康増進課、こちらが大変多いところになっておりますので、そちらで予算管理のほうを柔軟、それから適切に管理をしていただこうというふうなことで、取り扱いのほうを変更したというふうなことでございます。

それから、ファイリングシステムの内容でございますけれども、ファイリングのシステムにつきましては、1つの文書を各個人で重複して保有するのではなくて、組織で1部だけをファイルする方式としまして、ルールに基づいてキャビネットに分類ごとに並べ、ラベルで検索しやすくしまして共有化を図り、文書のありどころを明確にすることによりまして、情報公開というのを迅速・正確な対応を行うものでございます。

また、文書の流れや保存年限のルールを決めることによりまして、業務の効率化と文書の削減等を図るものとして、塩原支所におきましては平成19年度から、平成20年度からは本庁に導入を

実施したところでございます。また、西那須野支所においては、平成元年から既に導入をされているというようなことでございます。若干の見直しを行いまして、全庁統一した形での運用を行っているところでございます。システムが職員に浸透し、適正な運用が行われているかなどの点検は大変重要でございます。そんなところから巡回指導、あるいは研修などを実施し、維持管理を行っているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 10番、松田寛人君。

10番（松田寛人君） 次に行きます。

265ページ、10款3項1目中学校耐震改修事業。現在までの進捗状況及び改修予定学校数を伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） それではお答えいたします。

現在までの進捗状況及び改修予定学校数ということで、まず、改修予定の学校を先にお答えいたします。市内の中学校10校のうち7校が今回の事業の対象校となっております。現在までの進捗状況につきましては、平成25年度末で申し上げますと、18棟が改修の対象になっておりますが、そのうち11棟が完了しております、25年度末で61.1%の進捗状況という状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 次に、11番、高久好一君。

11番（高久好一君） それでは、お願いします。

1つ目です。冊子が25年度決算審査意見書の3ページです。

25年度那須塩原市決算審査意見書3ページの下から8行目、中ほどから9行にかけて、入湯税を除く国民健康保険税、介護保険料においては、前

年度と比べ収納率が上がっているとの説明がされています。そういう中で、入湯税を除くとなっているのは、入湯税の収納率の状況と前年度に比較してどのような状況が聞かせていただきたいと思えます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） それでは、入湯税の収納率についてでございますけれども、まず、25年度を含めまして3カ年の状況のほうをご説明したいと思います。

平成25年度につきましては、現年度分と滞納繰越分を含めまして収納率89.2%でございます。24年度が92.01%、23年度が93.33%というようなことで、年々その収納率が下がってきているというふうな状況でございます。

特に、25年度につきましては、89.23%というふうなことで90%を割っているというふうな状況でございますが、これにつきましては、納付のほうに滞っております旅館等16件、これを訪問して申告の催告をお願いしたところでございます。その調定を上げたところなんです、その調定に見合った納付のほうをまだされていないというふうな状況で、このような収納率というふうなことになっております。やはり、事業者の方にお聞きしますと、東日本大震災の影響がまだ続いているというふうなお話は聞いております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） まだ景気回復がしていないというふうなお話でございました。ぜひしっかり対応していただきたいと思えます。

続いて、2番です。

同じく決算審査意見書の4ページ、上から5行目から7行目にかけてです。

生活保護費、既に2人の議員の方が質疑していますが、収入未済額について前年と比較し、1,554万何がし、32.20%増加しておるということになっています。さらなる収納の強化が急務となっていると、こういう説明になっています。増加の主な要因として、支給費に占める割合はどのくらいあるのか聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 生活保護費の返還金の未収についてお答え申し上げます。

先ほども一部お答えしたところでございますけれども、生活保護費の返還金につきましては、保護を受けている最中に年金等を受ける資格があるけれども、まだ現金化されていないことによって後に発生するもの、生活保護法63条によって発生するものがまず1つあります。それから、実際には収入がありながら申告等をしないことによって返還金となるもの、保護法でいう78条による返還というものがございます。それから、保護を受けた後、世帯状況の変化ですとか、死亡とかによって返還金になってしまうものという、この3つがございまして、昨年、平成25年度に発生しました返還金につきましては、そのうち78条によるもの、本来申告をして保護費を受けない、あるいは減額しておかなければならないにもかかわらず、そういう申請がなかったということによって発生したものが、特に税務調査なんかでは多く見つけられたということによって発生したものが多くございます。ご承知かと思っておりますけれども、返還金につきましては、保護の件数の増加とともに毎年少しずつ増加しているような傾向にございます。

それから、支給費に占める割合でございまして、平成25年度の保護費の支給額は、市政報

告書等にございますように、16億9,600万ほどでございまして、それに対しまして未収金の残高が6,381万6,270円ございまして、割合としては3.76%でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 今、割合が発表されましたけれども、その中でさらなる収納の強化が急務となっているというも求められています。なかなか生活保護の方となると返還が難しい、ぎりぎりの生活でやっているという状況があります。そうした中で、那須塩原版というか、国全体もそうなんでしょうけれども、この回収の方法としてどんな方法をやっているのか聞かせていただきたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎君） 回収といたしましては、当然、通常生活保護を受けていらっしゃる方ですので、議員おっしゃるとおり、生活的にはなかなか厳しい方が多いというところで、ケースワーカーがそれぞれ訪問しまして少額でも、生活が成り立たないというわけにはいきませんが、少しずつでも返還をいただくという粘り強い指導といたしますか、そういうことを続けていくというのが1つでございまして、基本的には保護の開始のときから説明はしておりますけれども、発生してしまった返還金を返すというのはなかなか厳しいものがあると思っております。

申告を、収入があったときはそれなりに余計なお金があるわけですから、ちゃんと届け出をすれば生活は成り立っているわけですので、ちゃんと申告をするように、この話はもちろんケースワーカーはしておりますけれども、そこら辺余り厳しくというわけにもいかないところはございますが、

なるべくそういうふうにして返還金を発生させないというような努力も必要ではないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 質疑通告者の質疑が終了いたしましたので、認定第1号に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

認定第2号～認定第8号の質疑

議長（中村芳隆君） 次に、日程第7、認定第2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成25年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7議案を議題といたします。

質疑の通告者に対し、発言を許します。

16番、君島一郎君。

16番（君島一郎君） それでは、決算書182ページ、温泉事業特別会計歳入、2款1項1目1節市営温泉使用料、現年度分についてこれの収入未済額についてお伺いをいたします。実件数、延べ件数、そして収入未済額に対しましてどのような対応をしたかお聞きします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） それでは、市営温泉の現年度分の収入未済額についてお答えさせていただきます。

収入未済額につきましては、8万4,000円ということになっておりまして、滞納者に関しては1件ということで、延べ件数についても1件という

ことでございます。

以上です。

〔「対応について」と言う人あり〕

産業観光部長（藤田輝夫君） 滞納者に対する対応といたしましては、書面及び電話で毎月1遍督促を行っているというような状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 16番、君島一郎君。

16番（君島一郎君） それでは、続きまして、2款1項1目2節上・中塩原温泉使用料、現年度分につきまして収入未済額10万9,028円、これにつきまして件数、それから実件数と延べ件数、それから収入未済額に対しましてどのような対応をしたかをお聞きいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） お答えさせていただきます。

件数につきましては2件ということでございます。月数につきましては15カ月分だということでございます。また、対応につきましては、先ほどお答えしたとおり、書面及び電話による督促を毎月1遍必ずやっているというような状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 16番、君島一郎君。

16番（君島一郎君） それでは、月数、延べ件数にしまして15件というご答弁をいただきましたが、これはわかれば結構ですが、このうち基本料金だけの件数が何件あるか、わかったら教えていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 大変申しわけございませんが、ちょっとそこまでの資料が手持ちに

ありませんので、ご容赦いただければと思います。

議長（中村芳隆君） 16番、君島一郎君。

16番（君島一郎君） それでは、同じく2款1項1目3節市営温泉使用料滞納繰越分の収入未済額につきまして、今までと同じように延べ件数と実件数、それと対応をどのようにしたかをお聞きしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） お答え申し上げます。

こちらにつきましては、滞納者は1件ということで、延べの月数につきましては7カ月ということでございます。対応につきましては、先ほど来お話ししておりますとおり、書面及び電話による督促を毎月必ず行っているというようなところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 16番、君島一郎君。

16番（君島一郎君） もう1点お聞きしたいんですが、この収入未済額に対しまして市営温泉事業条例20条の中に、使用料等が未納の場合、温泉供給を停止することもあるというふうに書かれています。この辺に対しましては滞納者のほうに説明をされて、滞納者のほうは理解しているのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 滞納者に対します毎月の督促状の中に、その旨を通知の中に入れ込ませていただいているというような状況でございます。ただし、24年度、25年度については、停止の処分ということはやっていないというような実態がございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 16番、君島一郎君。

16番（君島一郎君） 同じく2款1項1目4節上・中塩原温泉使用料滞納繰越分の収入未済額につきまして、同じように実件数、延べ件数、それから対応、それから、先ほどと同じように上・中塩原温泉条例の中の26条に規定されています未納があった場合の給湯停止という部分の4点につきまして、お答えをお願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） お答え申し上げます。

上・中塩原温泉使用料の滞納繰越分についてでございますが、未収入額につきましては31万7,962円ということございまして、滞納者は4件ということでございます。延べ月数につきましては57カ月ということでございます。26条に基づく停止ということでございますが、先ほど来お話をしているとおり、毎月1遍通知、あるいは電話等で当人に催促を行っております。その通知の中で、停止処分があるというような旨も書かせていただいているというような状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 16番、君島一郎君。

16番（君島一郎君） それでは、続きまして、同じく2款1項2目1節温泉特別使用料の収入未済額につきまして、これが収入未済額となった原因と、許可が出ているという形になるかと思しますので、給湯の状況、この辺どうなっているかをお聞きしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） お答え申し上げます。

こちらにつきましては、収入未済額が128万

6,250円ということございまして、滞納者につきましては1件ということございまして。なぜ滞納が発生したかという原因についてでございますが、こちらにつきましては、新規に旅館を開業したい旨という申し出がございまして、公募手続というものを平成25年12月6日から16日にかけて実施しております。その際、申請者はこの旅館を開業したいという方1件だったということございまして、その後、この方から申請書を12月9日に受理いたしまして、温泉事業の運営委員会を開催いたしまして、給湯許可の答申をいただきまして、平成26年1月31日に給湯許可と調定手続をとったというような経過がございます。

その後、本人が、プライバシーにかかわることでございますが、体調を崩してしまいまして入院してしまったということございまして、この方は開業はできずに現在に至っているというような状況でございます。このことから納入がされなく、私どもとしても立場的に毎月催促をさせていただき、督促をさせていただいているというような状況が実態でございます。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

産業観光部長（藤田輝夫君） 給湯は、今お話ししたとおり、開業には至らずということでございますので、給湯はしていないというのが実態でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 質疑通告者の質疑が終了いたしましたので、認定第2号から認定第8号までの7議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

認定第9号の質疑

議長（中村芳隆君） 次に、日程第8、認定第9号 平成25年度那須塩原市水道事業会計決算認定については、質疑の通告者がおりませんので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

予算審査特別委員会の設置並び

に議案の付託について

議長（中村芳隆君） 次に、日程第9、発議第13号 予算審査特別委員会の設置並びに議案の付託についてを議題といたします。

本件は、那須塩原市議会委員会条例第6条及び第7条第1項の規定並びに市議会先例により議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第50号から議案第58号までの9件について付託いたします。審査方法は分科会方式とし、会期日程に従い審査を行い、29日月曜日に全体会を開催し、特別委員会としての採決をしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第50号から議案第58号までの9件について付託の上、審査すること、審査方法は分科会方式とし、会期日程に従い審査を行い、29日月曜日に全体会を開催し、予算審査特別委員会として採決することに決しました。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議長指名といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に23番、平山啓子君、副委員長に12番、鈴木紀君、19番、若松東征君、14番、眞壁俊郎君をそれぞれ指名いたします。

予算審査特別委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

決算審査特別委員会の設置並び

に議案の付託について

議長（中村芳隆君） 次に、日程第10、発議第14号 決算審査特別委員会の設置並びに議案の付託についてを議題といたします。

本件は、那須塩原市議会委員会条例第6条及び第7条第1項の規定並びに市議会先例により議会選出の監査委員である24番、植木弘行君を除く議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、認定第1号から認定第9号までの各会計決算認定について付託いたします。審査方法は分科会方式とし、会期日程に従い審査を行い、29日月曜日に全体会を開催し、特別委員会としての採決をしたしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員以外の議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、認定第1号から第9号までの各会計決算認定について付

託の上、審査すること、審査方法は分科会方式とし、会期日程に従い審査を行い、29日月曜日に全体会を開催し、決算審査特別委員会として採決することに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議長指名といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に17番、吉成伸一君、副委員長に23番、平山啓子君、12番、鈴木紀君、19番、若松東征君、14番、眞壁俊郎君をそれぞれ指名いたします。

決算審査特別委員会は、各会計決算についてお手元に配付の議案付託表のとおり審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

議案の各常任委員会付託につい

て

議長（中村芳隆君） 次に、日程第11、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程中の各議案については、審査のため各常任委員会に付託いたします。

議案第59号及び議案第62号から議案第69号までの9件については、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、各委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

請願・陳情等の関係委員会付託

について

議長（中村芳隆君） 次に、日程第12、請願・陳情等の関係委員会付託についてを議題といたします。

新たに提出された陳情3件については、既に配付いたしました請願・陳情等文書表のとおり関係委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、請願・陳情等文書表のとおり関係委員会に付託いたします。

関係委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

散会の宣告

議長（中村芳隆君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時42分